

犯罪に強い社会の 実現のための行動計画 (平成15年12月)

これまでの主要な取組結果

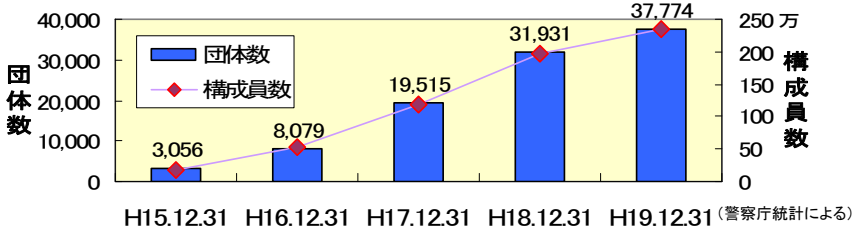
本資料は、行動計画の前文に記載されている3つの視点、5つの重点課題を中心に、事務局において、これまでの取組を総括したものである。

第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止

1 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの推進

- ✓ 自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援
 - 警察庁、消防庁、文部科学省等が連携しつつ、地域安全安心ステーション推進事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業等を推進し、防犯ボランティア等の活動のより一層の活発化を支援。
 - 内閣総理大臣による「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施(H18～)。

【防犯ボランティア団体数等の推移】



防犯ボランティア団体構成員数は、約18万人(H15)から約234万人(H19)に飛躍的に増加。

- ✓ 空き交番の解消と交番機能の強化
 - 地域警察官の増配置、交番相談員の活用等により、地域警察官の不在が常態化している「空き交番」の解消や、不在時の補完体制を確立するなどして交番機能を強化。

空き交番数(全国) 1,925箇所(H16.4) → 0箇所(H19.4)

- ✓ 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理
 - 公共施設等における夜間の照度確保、自然な見通しの確保等具体的な取組を記載した「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」について、内閣官房、警察庁、文部科学省、国土交通省等関係省庁において普及を推進。

上記留意事項を含めた生活安全条例が、全国41都道府県にて制定(H20.5)。

2 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及

✓ 自動車盗難防止装置の普及

- 関係省庁及び民間17団体の連携による「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、イモビライザ装着車種の拡大の促進や広報啓発活動等を推進。

イモビライザの装着車種 108車種(H15.10) → 142車種(H19.10)

自動車の盗難認知件数は、約6万4千件(H15)から約3万2千件(H19)に半減。

3 犯罪被害者の保護

✓ 被害者等に対する支援等の推進

- 犯罪被害者等のための施策の大綱等を定めた「犯罪被害者等基本計画」に盛り込まれた258の具体的施策について、それぞれ定められた実施期間内において着実に推進(H22まで)。

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律及び同法施行令を改正し、犯罪被害給付制度の拡充等に関する規定を整備(H20.7.1施行)。
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(H19.6.20成立)により、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度等を創設。

○ 行動計画に基づく他の具体的施策

✓ 児童虐待への的確な対応

- 厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省が連携し、虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な保護を図る要保護児童対策地域協議会等の設置を促進。

設置市町村数 1,243箇所(H16) → 1,536箇所(H19) 全体の84.1%

《行動計画に関連した政府全体の取組》

◆ 安全・安心なまちづくり全国展開プランの策定

- 犯罪対策閣僚会議(第5回)・都市再生本部(第14回)合同会議において、官民連携した安全で安心なまちづくりに関し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を補完し、これを加速化させるため、当面重点的に推進すべき施策を取りまとめた(H17.6)。

第2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

1 少年犯罪への厳正・的確な対応

✓ 非行少年の保護観察の在り方の見直し

- 少年法の一部を改正し、保護観察に付された者が遵守事項を遵守しなかったと認めるときに行う「警告」や「施設送致申請」等の措置、触法少年に係る事件の調査手続等の規定を整備(H19.11施行)。

✓ 少年法制とその運用上の問題点に関する検討

- 少年法制の見直しについて、被害者団体からのヒアリングや関係機関・団体等との意見交換の結果等を踏まえ、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度の創設、被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等を内容とする少年法の一部改正案を国会へ提出し、成立(H20.6)。

2 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組

✓ 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置

- 都道府県警察に対し、街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見等を指示(H16.4)。

不良行為少年の補導人員 約130万人(H15) → 約155万人(H19)
刑法犯少年の検挙人員 約14万4千人(H15) → 約10万3千人(H19)

刑法犯少年の検挙人員が減少する中、不良行為少年の補導人員は増加しており、不良行為段階での早期発見・措置が図られている。

✓ 地域社会における教育と少年の居場所づくりの促進

- 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)と放課後児童健全育成事業(厚生労働省)について、一体的あるいは連携し、「放課後子どもプラン」として推進。実施主体である市町村において、学校の余裕教室や地域の児童館、公民館等を活用した総合的な放課後対策を実施(H19～)。



【広島県尾道市の放課後子ども教室(和太鼓)】

3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化

✓ 関係機関等の連携によるサポートチームの普及促進

- 学校、教育委員会、児童相談所、警察、保護観察所等の関係機関と各種ボランティアから構成される「少年サポートチーム」について、ブロック別研修会等の開催により、活性化・普及を促進。

全国で毎年約1,100団体が活動しており、各機関が連携しつつ少年への個別支援を実施中。

○ 行動計画に基づく他の具体的施策

✓ インターネット上の有害コンテンツ対策の推進

- IT安心会議において、違法・有害情報への対策として、「インターネット上における違法・有害情報対策について」(H17.6)や、「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」(H19.10)を取りまとめ、携帯電話等のフィルタリングソフトの開発、普及等を推進。

携帯電話等のフィルタリングサービス利用者：約63万人(H18.9)

→ 約343万人(H20.3)

- 出会い系サイト事業者に対する規制の強化を内容とする、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出し、成立(H20.5)。

✓ 少年及び保護者に対する相談活動の強化

- 子どもたちが全国どこからでも、夜間休日含めていつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談できるよう、全国统一した電話番号による「24時間いじめ相談ダイヤル」を開始(H19.2)。

総利用回数(H19.2～H20.3)：71,590件(うち夜間・休日 47,218件)

《行動計画に関連した政府全体の取組》

◆ 子どもの安全・安心を確保するための取組

- 平成17年11月頃から、子どもが被害者となる事件が頻発したことを受け、すべての小学校区における全通学路等の緊急安全点検等の「緊急対策6項目」を含む登下校時の子どもの安全確保等のための対策及び犯罪から子どもを守るための総合対策を盛り込んだ「犯罪から子どもを守るための対策」を取りまとめ、犯罪対策閣僚会議(第6回)へ報告(H17.12)。
- 子どもの非行防止・犯罪被害防止の両面での取組を加速化するとともに、特に「地域社会」における取組を強化・支援するための方策として「子ども安全・安心加速化プラン」を取りまとめ、犯罪対策閣僚会議(第7回)・青少年育成推進本部(第3回)合同会議において了承(H18.6)。

第3 国境を越える脅威への対応

1 水際における監視、取締りの推進

✓ 盗難自動車等の不正輸出の防止

- 税関、警察、国土交通省が連携し、盗難自動車等に係る情報、自動車登録情報を活用しながら通関時の審査・検査を強化。
- 税関において大型X線検査装置等を整備し、より精密な検査を推進するとともに、罰則水準の引上げ等を措置。



【大型X線検査装置】

自動車の盗難認知件数は、約6万4千件(H15)から約3万2千件(H19)に半減するとともに、取締りが着実に推進。

2 不法入国・不法滞在対策等の推進

✓ 入国審査時における在留資格審査等の厳格化

- 入国審査の厳格化を図るため「事前旅客情報システム(APIS)」の運用を開始(H17.1)し、さらに航空機・船舶の乗員・乗客名簿の事前報告を義務化(H19.2～)。

【APIS情報を基にした退去命令書発出事案数】

	H17	H18	H19
事案数	約350件	約650件	約1,300件 (暫定)

- ICAO(国際民間航空機関)標準に準拠し、旅券名義人の顔画像情報を記録したより偽変造の困難なIC旅券の発給を開始(H.18.3～)。
- 入管法を改正し、個人識別情報を活用した新たな入国審査を導入(H19.11～)。



【指紋情報の提供】

個人識別情報の活用により入国を認めなかった事案(H20.4.30までの間)
・退去を命じられた者 372人 ・退去強制手続を執った者 55人

✓ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化

- 入管法第65条を活用した退去強制措置の効率化を推進。
- 入管当局と警察との連携を密にした情報交換、合同取締り等を推進。
- 入管法の改正により、退去強制令書の発付を受けた者のうち、自費出国許可を受けた者の本国送還原則の緩和を措置(H18.11～)。

外国人犯罪の温床とも言われている不法滞在者について、これを半減させるとの行動計画の方針に従った取組の結果、不法滞在者のうち、約22万人(H16.1)であった不法残留者は、現在約15万人(H20.1)まで減少。

行動計画の期限である平成20年中に不法滞在者を約25万人から約12.5万人にすべく取組を継続。

✓ 留学生・就学生、研修生等の受入れに関する諸対策の推進

- 留学生が安心して勉学に専念できるよう、外国人留学生への奨学金の充実、留学生宿舍の確保等受入体制の充実等により総合的に留学生交流を推進。
- 警察庁、法務省の連携による「調査・捜査協力プロジェクト調整会議」を中心に、不法就労目的の入国者やブローカー等の取締りを推進。

3 来日外国人犯罪捜査の強化

- 警察庁の組織改正により、来日外国人犯罪対策、薬物銃器犯罪対策、暴力団対策等の組織犯罪対策を一元的に所掌する組織犯罪対策部を設置(H16.4)し、一元的な情報の集約・分析に基づく統一的な戦略の下で犯罪組織の実態解明を推進。
- 警察・検察の捜査段階における通訳体制の整備を推進。

4 外国関係機関との連携強化

✓ 被退去強制者についての中国当局による管理の徹底の要請

- 日中治安当局間協議(第4回)において、組織的な密航者の送出、受入れに対する取締り強化につき一致。旅券発給手続の厳格化、管理の強化を要請(H17.7)。
- 日中領事当局間協議において、出国管理の徹底及び犯罪防止に係る両国間の協力緊密化を要請(H18.6、H19.7)。

《行動計画に関連した政府全体の取組》

◆ 人身取引対策行動計画の策定

- 人身取引が重大な人権侵害であり、人道的な観点からも迅速的確な対応が必要であるとし、総合的・包括的な対策を取りまとめ、犯罪対策閣僚会議(第4回)へ報告(H16.12)。

第4 組織犯罪等からの経済、社会の防護

1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進

✓ 組織犯罪に対する有効な捜査手法等の活用・検討

- 警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁等が連携しつつ、組織犯罪情報の収集や通信傍受、コントロールド・デリバリー等を活用し、組織の中核に至るまでの積極的な突き上げ捜査を推進。

【通信傍受法の運用状況】

	H15	H16	H17	H18	H19
事件数	2	4	5	9	7
逮捕者	18人	17人	20人	29人	34人

✓ 暴力団排除活動と行政対象暴力対策の推進

- 犯罪対策閣僚会議の下の「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」(H18.7～)において関係省庁が連携し、企業に対する被害防止指針を策定するなど、公共事業、企業活動、証券取引市場、公営住宅、国有地等の一般競争入札等からの暴力団排除を推進。

【公共事業から暴力団を排除するための要綱・条例等の整備普及状況】

	H15	H16	H17	H18	H19
整備率	70.1%	71.5%	86.0%	88.7%	89.5%

- 地方公共団体に対し、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応を規定したコンプライアンス条例等の規定の整備を促進。

コンプライアンス条例等制定率 27.3%(H15) → 99.1%(H19)

- 暴力団排除活動の促進、行政対象暴力の規制等を内容とした暴力団対策法の一部を改正する法律が成立(H20.4)。

✓ 国際組織犯罪防止条約の早期締結及び関連法の整備

- 国際組織犯罪防止条約の締結について国会承認(H15.5)。
- 組織的犯罪の共謀罪及び証人等買収罪の新設、犯罪収益の前提犯罪の拡大等を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出。第169回通常国会において継続審議中。

2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現

✓ 薬物・銃器密輸の水際での防止

- 関係省庁が連携したプロジェクトチームにおいて、銃刀法の罰則強化等を内容とする「銃器犯罪抑止のための更なる施策について」を取りまとめた(H19.6)。
- 銃器・暴力団犯罪の取締りについて、「銃器・暴力団犯罪取締り・対策チーム」(H19.7)において、合同訓練の積極的な実施、連絡会議の定期的な開催等を内容とする連携強化策を取りまとめた(H19.12)。【関係機関による合同訓練】
- 長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件(H19.12)を受け、警察庁において「17万人／30万丁総点検」、「銃砲行政の総点検」を実施。「銃砲行政の総点検」を踏まえ、**関連法案を次期国会へ提出予定。**



「17万人／30万丁総点検」期間中、

- ・ 32件(人)、70丁の猟銃許可を取消し
- ・ 280人、378件の銃刀法違反等を発見、処分
- ・ 238人から384丁分の許可証返納を実施

3 組織的に敢行される各種事犯の対策の推進

✓ ヤミ金融事犯の早期撲滅に向けた対策の推進

- 貸金業法等の一部を改正し、年109.5%を上回る超高金利の貸付けや無登録営業に対する罰則を強化(H19.1施行)するとともに、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づく無登録事業者への警告、捜査当局への積極的な情報提供を実施。

4 サイバー犯罪対策の推進

✓ サイバー犯罪条約の早期締結及び関連法の整備

- サイバー犯罪条約の締結について国会承認(H16.4)。
- コンピュータ・ウィルスの作成・供用罪の新設、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続等の整備を含む「**犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案**」を第163回国会に提出。**第169回通常国会において継続審議中。**

○ 行動計画に基づく他の具体的施策

✓ マネー・ローンダリング対策の推進

- 犯罪収益移転防止法の一部施行(H19.4)に伴い、金融庁から国家公安委員会へFIU(資金情報機関)を移管するとともに、同法の全面施行(H20.3)により、国内外関係機関、事業者等からの協力を得つつ、マネー・ローンダリング対策を推進。

第5 治安回復のための基盤整備

✓ 警察官、検察官等の職員の増員

- 地方警察官について、平成17年から3か年で1万人を増員（平成13年から平成19年までの間で合計2万4,230人を増員）。

【警察官1人当たりの負担人口】

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
534人	528人	520人	514人	511人	511人

- 海上保安官、検察官、入管・税関・刑務所職員等の治安関係職員について、**所要の人員を確保**。

【地方警察官以外の治安関係職員の増員状況】

職種	15年度	20年度	増員数
海上保安庁職員	12,258人	12,504人	246人
検察官	2,352人	2,578人	226人
入管職員	2,373人	3,149人	776人
税関職員	8,334人	8,620人	286人
刑務官等	18,799人	20,269人	1,470人
警察庁職員等	8,097人	8,231人	134人
保護観察官	1,102人	1,220人	118人
麻薬取締官	186人	248人	62人
港湾保安調査官	0人	33人	33人

✓ 出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化

- 入管法を改正し、個人識別情報を活用した新たな入国審査を導入（H19.11～）。
- 不法滞在者対策の強化に伴い、**収容場の拡充を推進**。

・成田空港支局	48人	→	350人(18年度措置)
・大阪入管局収容場	42人	→	200人(19年度措置)
・名古屋入管局収容場	120人	→	400人(20年度措置)

✓ 産学官の技術力を結集した競争的資金等による研究開発の推進

- 科学技術振興調整費、戦略創造推進事業、安全安心科学プロジェクト等を活用しつつ、大学・研究機関等の技術力を結集した研究開発を省庁横断的に推進。これまでに、貨物に隠蔽された違法薬物や危険物質を非開被で検知する装置や化学剤・生物剤の検知装置等を開発。

✓ 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者に対し、矯正処遇の受講を義務付け、作業のみならず、その者にふさわしい改善指導や教科指導などを計画的に実施。
- 刑務所等の過剰収容対策の一つとして、PFI手法を活用し、犯罪傾向の進んでいない受刑者を対象にした刑務所4庁の整備・運営事業を推進。

美祢社会復帰促進センター(山口県)が平成19年4月に運営を開始。喜連川社会復帰促進センター(栃木県)、播磨社会復帰促進センター(兵庫県)が平成19年10月に運営を開始。また、島根あさひ社会復帰促進センター(島根県)が平成20年10月に運営開始予定。合計6,000名の収容定員を確保。



【島根あさひ社会復帰促進センター】

✓ 更生保護制度の充実強化

- 沼田町就業支援センター(北海道)において、主に少年院仮退院者を対象にして、濃密な指導監督を行うとともに、農業を通じた改善更生及び就労支援を実施(H19.10～)。
- 主に成人仮出所者を対象に、専門的な処遇プログラム、濃密な指導監督、本人の適性に応じた就労先の斡旋等を行う「自立更生促進センター」について、施設整備を推進(福島県で運営開始予定(H20.8～))。
- 法務省と警察庁が連携し、保護観察中に行方不明になった者の情報を共有(H17.12～)。

保護観察中の所在不明者 623名(H16) → 273名(H19)

○ 行動計画に基づく他の具体的施策

✓ 先進的な捜査技術の確立

- DNA型記録検索システムの運用により、被疑者等が特定された数が大幅に増加(H17.9～)。

【DNA型記録検索システム合致状況】

	17年	18年	19年
被疑者数(人)	131	543	1,053
事件数(事件)	158	752	1,411